【資料４】

国民健康保険税に係る制度見直しについて

１　見直しの理由

「地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号)」が、令和８年３月 31 日に公布されたこと等に伴い、以下の改正項目について改正するため、「青森市市税条例等の一部を改正する条例」を制定し、各改正項目について、令和８年６月 25 日に公布したものである。

２　条例の改正項目

（１）　国民健康保険税の課税限度額の見直し

■　課税限度額

【改正前：Ｒ７】	【改正後：Ｒ８】
・基礎課税額：**66 万円**	・基礎課税額：**67 万円**
・後期高齢者支援金等課税額：26 万円	・後期高齢者支援金等課税額：26 万円
・介護納付金課税額：17 万円	・介護納付金課税額：17 万円
	・（新設）子ども・子育て支援納付金課税額：３万円

■　対前年度比（本算定時点での比較）

区分	改正前（Ｒ７）		改正後（Ｒ８）		対前年度比	
	超過世帯 ①	超過額（万円） ②	超過世帯 ③	超過額（万円） ④	超過世帯 ③-①	超過額（万円） ④-②
基礎課税額	**465**	**35,659**	**470**	**35,311**	**5**	**▲348**
後期高齢者支援金等課税額	192	6,379	248	6,555	56	176
介護納付金課税額	273	4,608	311	6,039	38	1,431
子ども・子育て支援納付金課税額	**0**	**0**	**285**	**871**	**285**	**871**
合計	930	46,646	1,314	48,776	384	2,130

○　基礎課税額に係る課税限度額を 67 万円（R7：66 万円）に引き上げた。

○　子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を３万円とした。

※後期高齢者支援金等課税額（26 万円）及び介護納付金課税額（17 万円）は据え置き。

○　この結果、国民健康保険税の課税限度額は、113 万円（R7：109 万円）となった。

○　課税限度額引上げの結果、超過額について、前年度と比較し、基礎課税額では減額となり、子ども・子育て支援納付金課税額は新設のため増額となった。

（２）　国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

■　軽減判定所得

【改正前：Ｒ７】	【改正後：Ｒ８】
・５割軽減基準額：基礎控除額（43 万円）＋10 万円×（給与等所得者の数※1－1）＋**30.5 万円**×被保険者数※2	・５割軽減基準額：基礎控除額（43 万円）＋10 万円×（給与等所得者の数※1－1）＋**31.0 万円**×被保険者数※2
・２割軽減基準額：基礎控除額（43 万円）＋10 万円×（給与等所得者の数※1－1）＋**56.0 万円**×被保険者数※2	・２割軽減基準額：基礎控除額（43 万円）＋10 万円×（給与等所得者の数※1－1）＋**57.0 万円**×被保険者数※2

※1　給与所得者及び年金所得者

※2　同一世帯内で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療保険被保険者に移行した者を含む。

■　対前年度比（本算定時点での比較）

区分	改正前（Ｒ７）		改正後（Ｒ８）		対前年度比	
	軽減世帯数 ①	軽減額（万円） ②	軽減世帯数 ③	軽減額（万円） ④	軽減世帯数 ③-①	軽減額（万円） ④-②
７割軽減	12,303	60,327	13,396	64,899	1,093	4,572
５割軽減	**5,168**	**20,148**	**5,205**	**19,435**	**37**	**△713**
２割軽減	**3,681**	**5,732**	**3,956**	**5,934**	**275**	**202**
合計	21,152	86,207	22,557	90,268	1,405	4,061

○　軽減判定基準となる所得の算定について、被保険者数に乗ずる金額を、５割軽減は 31 万円（R7：30.5 万円）に、２割軽減は 57 万円（R7：56 万円）にそれぞれ引き上げた。
※７割軽減基準額は据え置き。

○　軽減判定所得見直しの結果、前年度と比較し、５割軽減は、軽減世帯数は増加したものの、軽減される被保険者数が減少したことにより減額となり、２割軽減は軽減世帯数、軽減額ともに増加となった。

（３）　国民健康保険税の前納制度の新設

■　賦課年度の１月１日時点において日本国内で住民登録されていない外国人及び帰国した日本人に対する国民健康保険税の納付については、一括の前納としたもの。

○　前納制度を新設し、令和８年度本算定から適用したもの。